

[自動車保管場所届出書]の記載例

埼玉県警察本部

●申請内容に疑義がある場合には他の書類の提出を求める場合があります。
 ●訂正箇所には、申請書印鑑の訂正印を押印(署名による申請で押印がない場合は、申請者が署名してください)。
 ●なお、申請後の訂正の場合は、再申請をしていただく場合があります。
 ●手数料は3枚目に必要な額の県証紙を貼ってください。県証紙は警察署窓口にもあります。
 ●この書類は3枚1組になっております。

モデル名ではなく自動車者検証等に記載されている車名を記入する。

自動車検査証を見ながら正確に記入する。数字とアルファベットを明瞭に区別して記入する。(要注意 1と1、0とD、9とP、2とZ、8とB、VとU)
 なお、車台番号欄については左詰めで記入し、アルファベットには下欄にチェックしてください。

軽自動車の保管場所を初めて届出する場合は「新規」に、それ以外の場合は「変更」に○印を付ける。

軽自動車の届出の場合には「軽」に、それ以外の登録自動車の場合は「登録」に○印を付ける。

センチメートル(cm)単位で、右詰めに記載する。(ミリ単位は切り捨てる。)

個人の場合は住所を記入する。法人格の場合は事務所の所在地

駐車場の所在地を住居表示で記入する。(住居表示がない場合は直近の住居表示) 保管場所変更届の場合は、変更前の保管場所を()内に記入する。

届出書の「備考4」を参照し該当する場合に9桁の標章番号を記入する。

提出する日を記入する。

個人の場合は住民票又は印鑑証明と一致する。法人格の場合は印鑑証明又は所在証明と一致し、法人名と代表者名(押印)を併記する。

3枚とも押印する。(簡易式スタンプ印鑑は不可) 本人(個人に限る。)による署名の場合は、押印は要りません。

フリガナを記入する。

電話は繋がりやすいものを記入(携帯電話も可)

会社名、担当者、電話番号、その他。(ゴム印でも可)

添付書類
 ○自己の場合→自認書を添付する。
 ○他人の場合→使用承諾書又は契約書の写しを添付する。(親子間/夫婦間は他人とします。)
 ○共有の場合→関係者の使用承諾書を添付する。

自動車保管場所届出書(新規・変更)										自動車登録の区分	登録・軽						
車名	型式	車台番号(左詰めで記入)								自動車の大きさ							
〇〇〇	AB-CD123	C	D	1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	長さ	469	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置		埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号(〇〇マンション105号室)											幅	169	センチメートル		
自動車の保管場所の位置		埼玉県さいたま市浦和区常盤4丁目11番21号(〇〇駐車場No.5)											高さ	143	センチメートル		
※ 保管場所標章番号		(変更前)											駐車場管理番号 0 0 0 5				
上記の事項について届出をします。													平成 〇 年 〇 月 〇 日				
浦和警察署長 殿													〒 330-0063				
住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号(〇〇マンション105号室)													氏名 日本 太郎		電話 048 (834) 〇〇〇〇 番		

申請の車の登録(車両)番号を必ず記入してください。

この欄は保管場所の自動車の増減を確認するものです。

保管場所の土地または建物の所有者で該当するところに○印をする。

申請者以外の連絡先がある場合に記入する。

届出の登録(車両)番号	増車	旧車の登録番号及び車台番号	保管場所の所有者	連絡先
大宮580せ〇〇〇〇	代替	大宮480せ〇〇〇〇 AB1-2345	自己・他人・共有 (自己以外)	

●移・変に○印をする場合
 車の名義を変える移転登録や引越等住所を変える変更登録をする場合(現在の車についている登録番号を記入する。)

●増車に○印をする場合
 この申請によって保管場所の収容台数が增加する場合(登録番号及び車台番号は記入しない。)

●代替に○印をする場合
 この申請によって保管場所の収容台数が変わらない場合(出す車の登録番号及び車台番号を記入する。)

							整理番号			
自動車保管場所届出書(新規・変更)							自動車登録の区分	登録・軽		
車名	型式	車台番号(左詰めで記入)					自動車の大きさ			
		(アルファベットは下欄にチェックしてください)					長さ		センチメートル	
							幅		センチメートル	
							高さ		センチメートル	
自動車の使用の本拠の位置										
自動車の保管場所の位置		(変更前)								
※ 保管場所標章番号										
上記の事項について届出をします。										
警察署長 殿				平成			年	月	日	
				〒						
				住所			_____			
				(フリガナ)			_____			
				氏名			_____ (印)			
				電話			()		番	

届出の登録(車両)番号	増車	旧車の登録番号及び車台番号		保管場所の所有者	連絡先
	代替				

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあつては「新規」の文字を、法第7条第1項(第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあつては「変更」の文字を○で囲んでください。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては「軽」の文字を○で囲んでください。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入してください。
- 4 次に掲げる場合には、所在図の添付を省略することができます。
 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は、当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)
- 5 4(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章番号を記載すること。
- 6 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名をすることができます。

整理番号

保管場所標章交付申請書

車名	型式	車台番号 (左詰めで記入)	自動車の大きさ		
			長さ		センチメートル
			幅		センチメートル
			高さ		センチメートル

正

自動車の使用の本拠の位置

自動車の保管場所の位置

※ 保管場所標章番号

私は上記の自動車の所有者であるので、保管場所標章の交付を申請します。

警察署長殿

平成 年 月 日

〒

住所

(フリガナ)

氏名

印

電話 () 番

第 号

保管場所標章番号通知書

上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。

保管場所標章番号

平成 年 月 日

警察署長 印

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名をすることができます。
- 2 届出日の記入及び県証紙のちょう付は、保管場所標章が交付される日に行ってください。
- 3 警察署長が交付した保管場所標章は、この標章番号通知書により特定された自動車に表示しなければなりません。

整理番号										
保管場所標章交付申請書										
車名	型式	車台番号(左詰めで記入)							自動車の大きさ	
									長さ	センチメートル
		(アルファベットは下欄にチェックしてください)							幅	センチメートル
									高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置										
自動車の保管場所の位置										
※ 保管場所標章番号										
<p>私は上記の自動車の所有者であるので、保管場所標章の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">警察署長殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p>										
県証紙ちょう付欄		<p style="text-align: right;">〒</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">(フリガナ)</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">電話 () 番</p>								
第 号		保管場所標章番号通知書								
上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。										
保管場所標章番号										
平成 年 月 日		警察署長 ⑩								

副

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名をすることができます。
- 2 届出日の記入及び県証紙のちょう付は、保管場所標章が交付される日に行ってください。
- 3 警察署長が交付した保管場所標章は、この標章番号通知書により特定された自動車に表示しなければなりません。